

神戸市公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 53 号

神戸市公衆浴場法等施行細則の一部を改正する規則

神戸市公衆浴場法等施行細則（昭和61年6月規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

公 衆 浴 場 営 業 許 可 申 請 書 年 月 日	
神戸市長 宛 公衆浴場法第2条第1項による許可を受けたいので申請します。	
申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	電話（ ） —
申請者氏名及び生年月日 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	..... 年 月 日生
営業施設の所在地	電話（ ） —
営業施設の名称	
営業の種別	一般公衆浴場・その他の公衆浴場（ ）
公衆浴場の種類	温湯・潮湯・温泉・葉湯・その他（ ）

1 記入上の注意

- (1) この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- (2) 申請者は、太線枠内のみ記入してください。
- (3) この様式において「一般公衆浴場」とは神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する一般公衆浴場を、「その他の公衆浴場」とは同条第2項に規定するその他の公衆浴場をいいます。

2 添付書類  
 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し

## (第2面)

管 理 者 (設置する場合)	住 所		
	氏 名 生年月日	年 月 日生	
建築物の構造及び工事の種別	造 階建 ( 階部分)	工事の種別 ( 既設・新築・増築・改築・用途変更・模様替 )	
建 築 確 認 申 請	申請済 (申請 年 月 日 ) 受理 第 号	未 申 請	
施 設 の 状 況	年 月 日着工 年 月 日完成	用途地域 地域	
敷 地 面 積 m <sup>2</sup>	建築延べ面積 m <sup>2</sup>	営業施設延べ面積 m <sup>2</sup>	
入 浴 料 金	大人 円、 中人 円	小人 円、	
使用水の種類	公衆浴場	上水道水・簡易水道水・井戸水 [その他]	
	洗面設備	上水道水 [その他]	
使 用 燃 料	重油・まき・おがくず [その他]		
隣接する既設の一般公衆浴場の名称及びその最短直線距離 (営業施設の周辺250mの区域内にある場合に限る。)			
	名称	最短直線距離	m
土地及び建物の所有者の住所及び氏名 (一般公衆浴場の場合に限る。)			
土地	住所	氏名	
建物	住所	氏名	

構造設備の概要(一般公衆浴場)	脱衣室	男女の区別	あること。	有・無		
		番台	設ける場合	男女の脱衣室の境界に設け、浴室の出入口の戸は、番台から見通すことができるようにすること。 男女の脱衣室の境界の通り口を設ける場合、番台の前面に接するようにし、相互に見通しのできないようにすること。	適・不適	
			設けない場合	男女の脱衣室への出入りの状況を見通せる場所に適正な利用の状況を把握するための設備を設けること。 脱衣室及び浴室の見やすい場所に急病者の発生その他の不測の事態を営業者に知らせるための通報装置を設けること。	適・不適	
					男子脱衣室	女子脱衣室
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	適・不適	適・不適		
	出入口の構造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕		
	換気設備	窓	設けること。	有・無	有・無	
		換気上有効な機械換気設備	CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無	
	照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス		
	床面積	9 m <sup>2</sup> 以上	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	洗面設備	設けること。 上水道水を原則とする。	有〔使用水〕・無	有〔使用水〕・無		
	衣類及び携帯品の保管設備	各自安全に保管できる設備	有・無	有・無		
	男女の区別	あること。	適・不適			
				男子浴室	女子浴室	
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	適・不適	適・不適		
	出入口構造	開き戸以外の戸であること。	引違戸・引込戸・〔その他〕	引違戸・引込戸・〔その他〕		
	換気設備	窓	設けること。	有・無	有・無	
		換気上有効な機械換気設備	CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有・無	有・無	
	照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス		
	床面積( )内は、浴槽部分を除く床面積	12 m <sup>2</sup> 以上	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )		
天井の構造	水滴が落下しないようにすること。	適・不適	適・不適			
床材	耐水材料					
面構造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適・不適	適・不適			
上がり用水栓及び上がり用湯栓	各(1個/4 m <sup>2</sup> )以上水又は湯の区別が標示されていること。	個数標示	組	個数標示	組	
			適・不適	適・不適		

## (第4面)

主浴槽	内  の  り  面  積	2 . 1 ㎡ 以 上	㎡	㎡	
	深  さ	0 . 5 m 以 上	m	m	
構 造	汚水が流入しないこと。		適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
副浴槽の種類・大きさ（内り面積×深さ）					
特殊な設備（該当欄だけ記入してください。）	打たせ湯 及びシャワー	循環している浴 槽水を用いる構 造でないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適	
	熱気室等を使用する入浴設備	熱 気 等 の 種 類	湿熱式・乾熱式 〔その他〕	湿熱式・乾熱式 〔その他〕	
		温 度 の 識 別	熱気室内の温度を外部から識別することができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		放 熱 設 備	直接入浴者の身体に接しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		適正な利用温度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。	有 ・ 無	有 ・ 無
		外部からの見通し	外部から熱気室内が見通すことができること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		シャワー又は浴槽	熱気室に付設すること。	有 ・ 無	有 ・ 無
	露天風呂	男女間相互及び外部からの見通し	で き な い こ と 。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		構 造	汚水が浴槽内に流入しないこと。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
		出 入 り	脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに付帯する通路に、直接出入りできるようにすること。	適 ・ 不 適	適 ・ 不 適
温泉等（温泉・潮湯・薬湯等）を使用する入浴設備	シャワー又は浴槽	浴室に設けること。	有 ・ 無	有 ・ 無	
			男子	女子	
便 所	便 器	大便器 個	大便器 個	個	
	流水式手洗い設備	小便器 個	有 ・ 無	有 ・ 無	
タオル、くし、かみそり等の消毒及び保管設備（貸与する場合）	貸与するタオル等の種類	タオル、くし、かみそり〔その他〕	タオル、くし、かみそり〔その他〕	〔その他〕	
	タオル、くし及びその他浴用品の消毒方法				
	保 管 設 備				
履物類の保管設備	各自安全に保管することのできる設備を設けること。		有 ・ 無		
入浴料金の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		掲示箇所		

施設の利用状況を確認することができる設備		施設の出入口付近に設けること。	有 ( 場所 ) ・ 無	
			適 ・ 不適	適 ・ 不適
構造設備の概要	男女の区別	あること(市長が風紀上支障がないと認める脱衣室を除く。)	適 ・ 不適	
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子脱衣室	女子脱衣室
	換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有 ・ 無	有 ・ 無
	窓	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。	有 ・ 無	有 ・ 無
	照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス
	洗面設備	設けること。 上水道を原則とする。	有 ( 使用水 ) ・ 無	有 ( 使用水 ) ・ 無
	衣類及び携帯品の保管設備	各自安全に保管できる設備	有 ・ 無	有 ・ 無
	男女の区別	あること(市長が風紀上支障がないと認める浴室を除く。)	適 ・ 不適	
	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	男子浴室	女子浴室
	換気設備	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。 (CO <sub>2</sub> を発生する温泉の浴室を除く。)	有 ・ 無	有 ・ 無
窓	設けること。 CO <sub>2</sub> 濃度を1500ppm以下に保つこと。 (CO <sub>2</sub> を発生する温泉の浴室を除く。)	有 ・ 無	有 ・ 無	
照明設備	床面において50ルクス以上	ルクス	ルクス	
天井の構造	水滴が落下しないようにすること。	適 ・ 不適	適 ・ 不適	
床材	耐水材料			
床面構造	勾配を設け、汚水が停滞せず完全に排水できること。	適 ・ 不適	適 ・ 不適	
上がり用水栓及び上がり用湯栓	適当な数を設けること。 水又は湯の区別が標示されていること。	個数 標示	個数 標示	
浴槽の種類・大きさ(内のり面積×深さ)				
浴室	浴槽(温泉等を使用する施設、厚生施設、福祉施設等に設けられたものに限る。)	内のり面積	2.1 m <sup>2</sup> 以上	適 ・ 不適
		深さ	0.5 m 以上	適 ・ 不適
		構造	汚水が流入しないこと。	適 ・ 不適
	打たせ湯及びシャワー	循環している浴槽水を用いる構造でないこと。	適 ・ 不適	適 ・ 不適

熱気等を使用する入浴設備		熱気等の種類	湿熱式・乾熱式 その他	湿熱式・乾熱式 その他	
			( )	( )	
温度の識別	熱気室内の温度を外部から識別することができること。		適・不適	適・不適	
放熱設備	直接入浴者の身体に接しないこと。		適・不適	適・不適	
適正な利用温度の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		有・無	有・無	
外部からの見通し	外部から熱気室内が見通すことができること。		適・不適	適・不適	
シャワー又は浴槽	熱気室に付設すること。		有・無	有・無	
露天風呂	男女間相互及び外部からの見通し	できないこと。	適・不適	適・不適	
	構造	汚水が浴槽内に流入しないこと。	適・不適	適・不適	
	出入り	脱衣室又は浴室から露天風呂又はこれに附帯する通路に、直接出入りできるようにすること。	適・不適	適・不適	
温泉等(温泉・潮湯・薬湯等)を使用する入浴設備	シャワー又は浴槽	浴室に設けること。	有・無	有・無	
	/			/	
			男子	女子	
便所	便器	大便器	個	大便器	個
		小便器	個		
		流水式手洗い設備	有・無	有・無	
タオル、くし、かみそり等の消毒及び保管設備(貸与する場合)	貸与するタオル等の種類	タオル、くし、かみそり	(その他)	タオル、くし、かみそり	(その他)
		タオル、くし及びその他浴用品の消毒方法			
		保管設備			
履物類の保管設備	各自安全に保管することのできる設備を設けること。		有・無		
入浴料金の掲示	入浴者の見やすい箇所に掲示すること。		掲示箇所		

(注) 入浴者のいずれか一方の性別に限定した施設にあっては、該当欄にだけ記入し、その他の欄には斜線を入れてください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市公衆浴場法等施行細則様式第1号の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。